

青森県報

第二千四百四十七号

平成十七年
三月二日
(水曜日)

目次

告 示

| | | |
|---|------------|---|
| 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出..... | (健康福祉課) | 一 |
| 生活保護法による指定介護機関の休止の届出..... | (同) | 一 |
| 技能検定試験の施行..... | (労政・能力開発課) | 二 |
| 右 同..... | (同) | 三 |
| 漁船保険付保義務の発生..... | (水産振興課) | 四 |
| 土地収用法による事業の認定..... | (監理課) | 四 |
| 証紙売りさばき人の住所の変更..... | (出納課) | 六 |
| 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更..... | (同) | 六 |
| 右 同..... | (同) | 六 |
| 公 告 | | |
| 県営土地改良事業計画の決定..... | (農村整備課) | 六 |
| 選挙管理委員会 | | |
| 個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正..... | (事務局) | 七 |
| 病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の一部改正..... | (同) | 七 |

告 示

青森県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後 | 変更前 | 区分 | | 年月日 |
|--------------|--|-----|---------------------------|-----------------|
| | | 名称 | 居宅介護事業者 主たる事務 所の所在地 | |
| 株式会社 キノシタ | 青森市栄町 二丁目六の 三 | 名称 | 居宅介 護事業 の種類 | 平成 二七・二 一 |
| 福祉用 具貸与 | ウエルラ ン株式会社 キノシタ青 森本店指定 福祉用具貸 与事業所 | 名称 | 居宅介 護事業所 | |
| | 青森市安方 二丁目一六 の八 | 所在地 | | |
| | 青森市大字 荒川字成瀬 二一の二 | | | |

青森県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|---------------------------------|------------------|------------|-----------------|---------------------------------|------------------------------|
| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | | 休 月 止 年 日 | |
| 名 称 | 主たる事務 所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 社会福祉法人 弘前わかば会 の 一 五 | 弘前市大字城 南五丁目一三 | 訪問入浴 介護 | おうよう園訪 問入浴介護 | 弘前市大字城 南五丁目一三 の 一 五 | 平成 一七 ・ 二 ・ 一 |

青森県告示第百三十五号

平成十七年度前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（表具

作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 単一等級

塗料調色（調色作業）

二 実施期日

1 実技試験は、平成十七年六月十三日（月）から同年九月十一日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日を行う。

2 学科試験

(一) 平成十七年七月三十一日（日）に実施する職種

三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(二) 平成十七年八月二十一日（日）に実施する職種

一級及び二級

造園（造園工事作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）

(三) 平成十七年八月二十八日（日）に実施する職種

一級及び二級

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）

(四) 平成十七年九月四日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工（形彫り放電加工作業、数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、石材施工（石張り作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（表具作業、壁装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 単一等級

塗装調色（調色作業）

三 実施場所

- 1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。
- 2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が削減される場合もある。

青森市
弘前市
十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成十七年四月四日（月）から同月十五日（金）まで

五 その他検定に関し必要な事項

- 1 受検申請書用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に交付する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一
青森県職業能力開発協会

- 3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話〇一七 七三四 九四一五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八 五五六一）へ問い合わせること。

青森県告示第百三十六号

平成十七年度全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 三級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械保全作業）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、

布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

二 実施期日

1 実技試験は、平成十七年四月一日（金）から平成十八年三月三十一日（金）までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験は、平成十七年四月一日（金）から平成十八年三月三十一日（金）までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

四 受検申請書の提出期限

随時受け付けをする。

五 その他検定に関し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて交付する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話〇一七 七三四 九四二五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八 五五六一）へ問い合わせること。

青森県告示第百三十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

| | |
|-------------------------------|--------|
| 発起人の住所及び氏名 | 加入区の名称 |
| 下北郡東通村大字尻屋字村中四一番地 住 吉 勲 | 尻 屋 |
| 下北郡東通村大字尻屋字村中二四番地 石 田 淳 三 | |
| 下北郡東通村大字尻屋字村中二一番地 川 島 秀 己 | |
| 下北郡大畑町大字大畑字釣屋浜八番地 佐 藤 重 晴 | 大 畑 |
| 下北郡大畑町大字大畑字釣屋浜五番地 佐 藤 廣 美 | |
| 下北郡大畑町大字大畑字湊村一五九番地四六 東 時 男 | |

青森県告示第百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

南郷村

二 事業の種類

ダム湖展望交流施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県三戸郡南郷村大字島守字北ノ畑及び字坂ノ上地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

伝統工芸や農産物加工等の体験及びダム建設により水没した遺跡から発掘された出土品等を展示するダム湖展望交流施設整備事業は、法第三条第三十二号「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当すると認められることから、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者である南郷村は、本件事業を「第4次南郷村総合振興計画」における基本計画の一つとの位置付け、かつ既に財源措置を講じており、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

本件事業の起業者である南郷村は、農業が基幹産業であり、葉タバコ、果樹等の生産が盛んであるが、就業人口の減少や農家の高齢化が顕在化している。また、人口減少が続ぎ、特に若年層の割合の減少が顕著となり、平成十二年には過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けるに至っている。そこで同村は「職・住・遊」の機能を高めることによつて若年層の地元定着や他圏域からの人口流入を図るべく様々な施策を行つてきた。住宅団地の分譲をはじめとして、スポーツ・文化施設等の整備及び農産物直売施設等の整備と連動し、新たな特産品の開発とともに、農業体験型観光の推進による、各種産業が連携した取組みがなされている。さらに、ジャズフェスティバルの開催等村民と行政が一体となった地域交流拠点作りを努めているところである。しかし、冬期間の観光入込数が少ないことや、施設配置の片寄りにより、回遊性に欠けている等の課題があることから、一年を通じて魅力ある観光地化を図ることで村内外の人との交流を深め、かつ産業全体の浮揚によつて就業機会を増やすことで、若者にとつての魅力を高める必要がある。

そこで、平成十四年度に閉校した旧増田小学校校舎を活用し、イタヤ細工やわら細工等の伝統工芸の体験や、世増ダムの建設により水没した集落及び畑内遺跡の出土品等を展示する施設、自然農法による農作物の加工体験を行う施設にイベント広場及びキャンプ場の機能を併せ持つ当該施設整備事業は、ダム周辺への観光客の誘引や地域の伝統文化を伝承することが可能であるとともに、村内外の学童が課外体験学習を行う場としても期待される。これらのことから、当村における社会的及び経済的効果は大きく、本件事業により得られる利益は存すると認められる。

なお、本件事業は、施設規模が小さいため、青森県環境影響評価条例における対象事業には該当しないが、農産加工施設等からの排水の処理については、合併浄化槽の設置等により自然環境の保全に最大限配慮している。また、近隣に存在する競走馬に対しては、工事施工中の騒音、振動等の発生を抑えるための配慮を行うことから、周辺環境に与える影響はないと考えられる。また、起業地においては、保全すべき稀少動植物等は確認されておらず、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）等による文化財等の存在は確認されていない。また、本件事業にかかる説明会及び申請書の縦覧期間中においても、失われる利益等の意見がなかったことから、本件事業により失われる利益は小さいものと考えられる。

起業地は、

ア 事業用地の多少

イ 世増ダム及び地域の歴史を伝えることの出来る環境であること

ウ 造成工事が容易であること

エ 事業費が安価であること
 等の条件により候補地を三箇所選定し、さらに、候補地における社会的影響の多少、技術的及び経済的諸条件を考慮した結果、本件事業の起業地は、三候補中最も適切であると認められる。

以上のとおり、本件事業により得られる利益と失われる利益を比較考量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

起業者である南郷村は、急速な高齢化及び過疎化に悩まされており、本件事業の施行により得られる社会的、経済的効果を出来る限り早期に発現される必要がある。また、本件事業にかかる起業地の範囲は体験交流施設等の設置に必要な最小限の範囲であり、さらに、起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段は馴染まないため、収用の手段を講じることとも合理的であると認められる。

以上のとおり、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

5 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

南郷村役場

青森県告示第百二十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。
平成十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

つがる市柏稲盛岡本二四

株式会社津軽モーターズスクール

二 変更内容

1 変更前の住所

西津軽郡柏村大字稲盛字岡本二四

2 変更後の住所

つがる市柏稲盛岡本二四

青森県告示第百四十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市大字三内字丸山一九八の四

財団法人青森県交通安全協会

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

西津軽郡木造町字千代町一八の一

2 変更後の売りさばき場所

つがる市木造千代町一八の一

青森県告示第百四十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

十和田市西十三番町四の二八

十和田市農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

十和田市東一番町六の五一

2 変更後の売りさばき場所

十和田市大字相坂字小林三六一の一

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、下湯口地区の県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業（担い手支援型）（農道整備）（農業用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し
二 縦覧の期間

平成十七年三月二日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十三号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

表中

| | |
|---------------|-----------|
| 海老川コミュニティセンター | 大字海老川町三の一 |
|---------------|-----------|

を

| | |
|-----------------|---------------|
| 海老川コミュニティセンター | 大字海老川町三の一 |
| つがる市柏農村環境改善センター | つがる市柏桑野木田花崎六九 |
| つがる市柏ふるさと交流センター | 柏広須松元一〇二の一 |
| つがる市稲垣体育館 | 稲垣町豊川宮川三一の |

に改め、

| | |
|--------------|-------------------|
| 柏村農村環境改善センター | 崎六九 柏村大字桑野木田字花 |
|--------------|-------------------|

| | |
|--------------|--------------------|
| 柏村ふるさと交流センター | 〇二の一 柏村大字広須字松元一 |
| 稲垣村民体育館 | 三二の一 稲垣村大字豊川字宮川 |

を削る。

青森県選挙管理委員会告示第十四号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

一の表中

| | |
|----------------|---------|
| むつ市リハビリテーション病院 | 桜木町一三の一 |
|----------------|---------|

を

| | |
|----------------|--------------|
| むつ市リハビリテーション病院 | 桜木町一三の一 |
| つがる市国民健康保険病院 | つがる市木造末広四三の三 |
| つがる市立成人病センター | |
| 医療法人誠仁会尾野病院 | 木造若竹五 |

に改め、

| | |
|----------------------------|------------|
| 木造町国民健康保険病院 木造町立成人病センター | 木造町字末広四三の三 |
| 医療法人誠仁会尾野病院 | 木造町字若竹五 |

を削る。

二の表中

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|---------------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|
| 桑寿園 | 明光園 | 柏風園 | ぎんなん荘 | 桑寿園 | 明光園 | 柏風園 | ぎんなん荘 | 桜木園 | 桜木園 | 湖楽園 | 八甲荘 | 八甲荘 |
| 二五五の一 | 四二の三 | 沢一八の九 | " | 一" | 三" | 九" | つがる市木造末広四三の五六 | " | " | " | 二三三二 | 二三三二 |
| 柏村大字桑野木田字若宮 | 森田村大字大館字勝山一 | 木造町大字筒木坂字鳥谷 | 木造町字末広四三の五六 | 柏桑野木田若宮二五五の一 | 森田町大館勝山一四二の一 | 木造筒木坂鳥谷沢一八の | | 桜木町一三の一 | 桜木町一三の一 | 大字奥瀬字下川目二の九 | 大字相坂字高清水七八の | 大字相坂字高清水七八の |
| を削り、 | | を削り、 | | | に改め、 | | | を | | に改め、 | | を |

| | | | | | | | | | | |
|---|---------|--------------|--------------|--------------|------|--------------|------------|------------|------------|--------------|
| (発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭 | えんじゅの里 | えんじゅの里 | はまなす苑 | はまなす苑 | 五の表中 | さくら荘 | さくら荘 | ハピネス | ハピネス | 湖楽園 |
| | " | つがる市木造曙八二 | 七" | 七" | 〇の七六 | 倉石村大字石沢字山辺沢一 | 平六四の一 | " | " | 目二の九 |
| | 木造町字曙八二 | 大字奥内字金谷沢一の一六 | 大字奥内字金谷沢一の一六 | 大字奥内字金谷沢一の一六 | | 五戸町大字倉石中市字新山 | 五戸町字姥堤三四の一 | 五戸町字姥堤三四の一 | 五戸町字姥堤三四の一 | 十和田湖町大字奥瀬字下川 |
| | を削る。 | に改め、 | を | を | を削る。 | に改め、 | を | を | を削り、 | |